

加盟団体の処分に関する内規

(目的)

第1条 この内規は、加盟団体及び会員に関する規程（以下「加盟団体規程」という。）第7条第2項の規定により、加盟団体に対する処分の手続及び内容について定める。

(適用範囲)

第2条 この内規は、公益財団法人長野県スポーツ協会（以下「本会」という。）の全ての加盟団体に対して適用する。

(処分の手続)

第3条 対象となる事案に係る処分の手続については、次のとおりとする。

- (1) 事案が判明した時点において、事務局により、当該団体に対し事実確認を行い、総務専門委員会へ報告する。
- (2) 総務専門委員会は、事務局からの報告の内容について審議し、処分案を理事会へ提出する。
- (3) 処分案のうち、注意、勧告及び資格停止は理事会で決定し、除名については理事会での決議の後、評議員会へ提出する。
- (4) 総務専門委員会での審議過程においては、原則として、当該団体に弁明の機会を設けることとする。ただし、当該団体が弁明の機会を拒否し、又は無断欠席した場合はこの限りではない。

(処分の決定)

第4条 次条に定める処分は、前条の手続を経て、以下のとおり決定する。

- (1) 注意及び勧告は、理事会出席理事の過半数の同意により決定する。
- (2) 資格停止は、全ての理事の過半数の同意により決定する。
- (3) 除名は、全ての理事の過半数及び全ての評議員の過半数の同意により決定する。

(処分の種類及び内容)

第5条 処分の内容は、次のとおりとする。

- (1) 注意 口頭又は書面により、是正及び改善を求める。
- (2) 勧告 書面により、是正、改善及び改善計画書の提出を求める。
- (3) 資格停止 書面での通知により、一定期間、加盟団体規程に定める加盟団体としての権利、権限等を停止する。
- (4) 除名 書面での通知により、当該団体を本会から除名する。

2 前条第3号の規定により停止する権利、権限等は、次のとおりとする。

- (1) 本会各種事業への参画
- (2) 本会名義の使用（主催、共催、後援等）
- (3) 理事候補者及び評議員候補者の推薦
- (4) 当該団体が推薦した役員及び評議員の理事会及び評議員会への出席
- (5) 本会からの他団体、機関等への各種推薦（栄典、銃砲所持等）

(6) 本会と締結する各種契約（事業委託契約等）

3 処分後、当該団体における是正又は改善状況を見極めた上で、必要があると認められるときは、当該処分の内容等を変更することができる。この場合においては、第3条の規定を準用する。

(不服申立て)

第6条 加盟団体規程第7条の2の規定により、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構に仲裁を申し立てる場合は、本会による処分の決定の日から30日以内に当該仲裁を申し立てるものとする。

(補則)

第7条 処分の対象となる事案が、一定期間を経て判明した場合は、事案が発生した時点に遡って、この内規を適用することができる。

2 この内規に定めのない事項については、総務専門委員会で協議の上、理事会において決定する。

(改廃)

第8条 この内規の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この内規は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月1日から施行する。